

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
都市鉄道利便増進事業費補助取扱要領実施細目

平成 22 年 11 月 18 日機構規程第 43 号

(総則)

第 1 条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構都市鉄道利便増進事業費補助取扱要領(平成 17 年 12 月 21 日機構規程第 55 号。以下「取扱要領」という。)の実施細目に関しては、この細目によるものとする。

(軽微な変更の範囲)

第 2 条 取扱要領第 8 条第 1 号ただし書きの軽微な変更の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 工事件名ごとの工事費の流用先の工事費の当初計画額の 30%以内の増額又は 1 千万円以内の増額のいずれか低い額
- (2) 1 千万円以下の工事件名の追加

(補助事業によって取得した財産等の処分を制限する期間等)

第 3 条 取扱要領第 17 条及び第 19 条の規定により理事長が定める期間は、鉄道助成業務に係る補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成 22 年 11 月 18 日機構規程第 38 号)に定める期間とする。

(附 則)

この実施細目は、平成 22 年 11 月 18 日から施行する。